
プロジェクト 公正価値測定に関するガイダンス及び開示

項目 第 123 回及び第 124 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 123 回金融商品専門委員会（2018 年 2 月 2 日開催）及び第 124 回金融商品専門委員会（2018 年 2 月 26 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

財務諸表作成者に対するアウトリーチの結果の概要

第 123 回金融商品専門委員会

2. 議論の前提として、財務諸表作成者に対するアウトリーチの対象を教えてください。
→ 銀行（地方銀行を含む。）、証券会社、保険会社であり、20 社超を対象としている。IFRS 第 13 号「公正価値測定」について、詳細な議論をしている金融機関もあれば、そうでない金融機関もあり、理解には濃淡があるとの印象である。
3. アウトリーチの対象や方法に関する情報は、重要であるため、資料には必ず記載いただきたい。
→ 聞かれた意見を踏まえ、資料を修正している。
4. 現行の日本基準においても CVA/DVA を測定することは可能であるため、「自己資本比率規制と会計との整合性を図るためには、会計基準が先行して市場ベースの CVA/DVA 導入に向けた検討を行い」という回答に違和感がある。
→ 現行の日本基準では、IFRS 第 13 号のように、CVA/DVA を市場ベースで測定することが求められているわけではなく、「市場ベースの」との表現が強調されている回答であると理解している。
5. 定量的な感応度が導入されると、「リスク部署と協議の上、新規の決算フロー構築並びにリスク管理方法の見直しやシステム改修が必要」との回答がある。リスク管理上でシナリオ分析は行っていないということか。また、会計基準の変更によりリスク管理の実務が変わるとのことか。
→ 市場リスクの管理では、金利や為替について VaR (Value at Risk) や BPV (Basis Point Value) 等の感応度を計測する実務はあるが、レベル 3 の入力数値に着目し

た感応度分析は実務において行われていないと考えられる。そのため、定量的な感応度分析を導入するにあたっては、新規システムの構築やリスク管理への導入といった議論が必要になるとの回答がなされたと考えられる。

財務諸表利用者に対するアウトリーチの結果の概要

(質問2：レベルごとの公正価値の残高開示)

第124回金融商品専門委員会

6. レベル1とレベル2の区分には実務に幅があると考えられ、レベル1とレベル2の区分よりレベル3の区分開示に注力していくべきという利用者の意見に違和感はないと考えられる。
7. レベル区分の判断に米国と欧州で実務上の差異があり、日本基準を検討する際に議論が必要になると考える。また、日本基準の開発において、レベル1とレベル2の区分の検討の必要性が低いという意見は理解できると考えられる。

(質問3：レベル3の公正価値測定に関する定量的開示の有用性)

第124回金融商品専門委員会

8. レベル区分に関する開示要求は、金融危機が顕在化する以前に米国会計基準で定められているものである。レベル3の期首残高から期末残高への調整表については、レベル間の振替を開示することが求められており、米国会計基準においては、当該開示は、環境の変化により入力数値が観測可能でなくなった金融商品の把握を可能にし、株主価値の増減を計測する際の有用な情報になると結論付けられている。また、レベル3の期末残高から生じた未実現損益の変動により純損益に認識した額については、利益の質の評価において有用な情報になるため、調整表と関連して開示することとしたと結論付けられていると理解している。このような基準導入時の背景やアウトリーチから得られた意見等を踏まえて、調整表における情報が有用かどうかを今後検討していく必要があると考えられる。
9. 非金融業にまで感応度分析を要求することは過大な負担となると考えられ、非金融業や小規模の金融業に対して、重要性に応じて開示を要求しないことを検討することも考えられるのではないかと。
10. 期首残高から期末残高への調整表において、購入や決済に関する情報は有用という意見があるが、どのような理由か。

→ 利用者から、レベル3の残高の増減理由を理解したいとの意見が聞かれ、その

観点からは、特に現物資産の増減理由としては、購入や決済が考えられるため、そのような情報が必要になるのではないかとの意見であると理解している。

11. 企業価値評価のアプローチにおいては、未実現損益と実現損益を明確に区別して分析しているという利用者の意見について、利用者は未実現損益と実現損益のいずれを重視しているのか。

→ 分析にあたっては、未実現損益について、一定の追加的な検討が必要となるとの意見が聞かれている。

(その他)

第 124 回金融商品専門委員会

12. その他有価証券について、時価として期末前 1 か月の市場価格の平均を使用する実務の影響としては、貸借対照表上の測定と株式の減損の 2 つがあると考えられるが、仮に IFRS 第 9 号の規定を導入すると、株式の減損は不要となる。
13. 作成者の間でも、期末前 1 か月の市場価格の平均ではなく、期末日時点の時価を貸借対照表価額とすることには比較的抵抗が少ない可能性があると考えられるが、損益に影響する減損の判定に際して、期末日時点の時価を用いることについては、納得感がない可能性があると考えられる。
14. 今後の検討にあたっては、費用対効果を見極めてバランスよく検討することが必要であると考えられる。

レベル別情報の開示状況に関する分析

第 124 回金融商品専門委員会

15. 我が国の IFRS 任意適用企業が保有するレベル 3 金融商品としては、非上場株式や組合出資金が多く、デリバティブ及び債券は限定的であることが読み取れるため、仮に基準開発を行うのであれば、多く保有されている金融商品を中心に議論していく必要があるのではないか。
16. 現在、レベル 3 となるデリバティブが少ないとしても、将来において増加する可能性はあると考えられるため、仮に基準開発を行う場合には、将来のあらゆる可能性を考慮すべきであると考えられる。

公正価値測定と IFRS 第 9 号との関係

第 124 回金融商品専門委員会

17. 仮に IFRS 第 9 号が日本基準に導入された場合、公正価値測定に関する検討が再度必要となる金融商品が金融負債に含まれる組込デリバティブのみであるという分析に違和感がある。現行の日本基準において組込デリバティブを区分処理しているが、IFRS 第 9 号の要件によると区分処理しない金融資産について公正価値を見直す可能性があると考えられる。
→ 聞かれた意見を踏まえ、資料に追記している。
18. 現行の日本基準において、貸借対照表上時価評価されていないが、時価開示が求められている金融商品については、現行の時価算定プロセスを活用することができるかとされているが、仮に IFRS 第 9 号を導入し、貸借対照表上に時価評価が求められる場合には、実務上、リスク管理等の関係から、時価評価の精度について見直す可能性があるのではないかと。

国際的な会計基準と整合を図ることに対する今後の進め方の検討

第 124 回金融商品専門委員会

19. 基本的には、IFRS 第 13 号と整合させられる部分は整合させることが望ましいと考えられ、IFRS 第 13 号を出発点に議論を進めていく方法が効率的であると考えられる。
20. 現行の日本基準の分類及び測定の定めを維持しつつ、時価の定義や開示を IFRS 第 13 号に整合させ、IFRS 第 9 号の議論をする際に時価評価の対象を改めて議論していくことを提案していると理解しているが、IFRS 第 9 号の議論をする前に IFRS 第 13 号の整合性を検討する際には、日本基準の時価を IFRS 第 13 号の公正価値にそのまま読み替えられるという前提で進めるのかどうかなど、焦点を絞りつつ取り組む方法に検討する必要があると考えられる。
21. 現行の日本基準においても、貸付金等について時価開示が求められている。IFRS 第 13 号の公正価値の定義に従う場合には、これらの公正価値測定には市場ベースの信用スプレッドが必要となる可能性があり、対応には十分な時間が必要になると考えられる。
22. 仮に IFRS 第 13 号にのみ整合性を図り、IFRS 第 9 号とは整合していない状況になる場合には、会計基準としての国際的な整合性等に疑問が提起される可能性もあり、

IFRS 第 13 号と IFRS 第 9 号の検討は、同時に進めることが望ましいのではないかと。

23. IFRS 第 13 号では、公正価値測定に対する内部統制についての記述を求めていることもあり、特に中小規模の企業による対応は困難となると考えられ、どこまで整合性を図るかは議論が必要となると考えられる。
24. ①非金融商品の時価について IFRS 第 13 号の公正価値に整合させるか、②IFRS 第 13 号に関する検討と IFRS 第 9 号に関する検討を同時に進められるだけのリソースがあるか、③仮に IFRS 第 13 号について先行して検討したとしても、その後に非上場株式の取扱いをどうするか、という 3 点が今後論点となると考えられる。
25. 今後の進め方については、①非金融商品の時価、②開示のみ整合させるか時価の定義まで整合させるか、③非金融機関への適用、④会社法上の開示、⑤四半期開示といった論点が重要であると考えられる。
26. 仮に IFRS 第 9 号及び IFRS 第 13 号の両方が日本基準に導入される場合には、現行日本基準からの変更は非常に大きいと考えられるため、上場企業以外には大きな負担となる可能性があり、また税務処理においても影響が大きいと考えられる。そのため、上場企業以外の企業における影響や法人税の取扱いの影響に対する分析を早い段階で行い、IFRS 第 9 号及び IFRS 第 13 号を同時に導入することを前提としたうえで、その適用時期については、十分議論を行っていく必要があると考えられるのではないかと。

以 上